破産手続廃止

平成２９年（フ）第５７号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1071番地７
破産者　株式会社エクセル商事
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第５０１号
兵庫県姫路市梅ケ谷町１番32号
破産者　姫路プレハブ住宅株式会社
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２９号
茨城県石岡市半田東前169番地
破産者　筑波野口株式会社
１　決定年月日　平成29年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３９号
大阪府貝塚市橋本609番地の１
破産者　大阪南ヨーク株式会社
１　決定年月日　平成29年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
茨城県筑西市井上880番地の７
破産者　有限会社居酒屋晩酌
１　決定年月日　平成29年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２９号
福井県坂井市丸岡町高柳第16号16番地12
破産者　一般社団法人在郷の家
１　決定年月日　平成29年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
福井市二の宮３丁目14番地25号
破産者　株式会社クレド
１　決定年月日　平成29年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
長野県松本市大字笹賀7099番地３
破産者　有限会社十和田工業
１　決定年月日　平成29年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０６５号
名古屋市北区苗田町78－２
破産者　中部日本株式会社
１　決定年月日　平成29年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９６３号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森2164番地４
破産者　有限会社西日本ランド
１　決定年月日　平成29年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６４８号
（最後の住所）福岡市南区柏原１丁目10番37－５号
破産者　亡平佐知子相続財産
１　決定年月日　平成29年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５３号
鹿児島県鹿児島市上本町２番10号
破産者　有限会社エムデイ南九州
１　決定年月日　平成29年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２号
福島県西白河郡矢吹町一本木178番地１
破産者　株式会社ＫＤテック
１　決定年月日　平成29年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
岐阜県瑞穂市稲里409番地１
破産者　メンズサトー有限会社
１　決定年月日　平成29年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２８０号
岐阜県各務原市那加桐野町４丁目19番地メゾン河合207号室
破産者　ＯＳＫ株式会社
１　決定年月日　平成29年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４９号
千葉県木更津市木材港４番地
破産者　木港ランバー海運株式会社
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４５号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田87番地１　グランドゥールＢ　103号、旧住所徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵番外45番地　ファミール24　302号室
破産者　鵜飼　泰弘
１　決定年月日　平成29年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７９号
千葉市美浜区中瀬２丁目６番地１　ワールドビジネスガーデン　マリブイースト17階、商業登記簿上の本店所在地千葉市美浜区中瀬２丁目６番地１
破産者　株式会社エアーズネット
１　決定年月日　平成29年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
山口県宇部市小松原町２丁目６番８号
破産者　伊藤観光開発株式会社
１　決定年月日　平成29年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１５４号
岐阜県羽島市上中町一色1002番地１
破産者　株式会社フォーブラザー
１　決定年月日　平成29年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第８１号
長崎県佐世保市大塔町1748番地１、前住所大阪府大阪市北区国分寺２丁目３番２－703号
破産者　須藤　大作
１　決定年月日　平成29年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
福岡県久留米市国分町129番地32、前住所広島県東広島市西条町助実1859番地１　ＫＯＫＯＭＯ201号
破産者　内堀　恭介
１　決定年月日　平成29年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部